

令和 8 年 8 月 2 0 日 開 会

第 7 9 4 回 む つ 市 教 育 委 員 会 会 議

議 案 等 関 係 書 類

< 目 次 >

議案第 1 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について（生涯学習課）

< 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可について（生涯学習課）

< そ の 他 >

議案第 1 号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等
許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 16 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 8 月 20 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

提案理由

令和 8 年 7 月 31 日付けで、むつ市長から申請のあった、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等について、市内に生息するニホンザルの群れ 35 群に対し、各群 2 頭ずつの計 70 頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するためのものである。

指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 山 本 知 也 様

令和8年7月31日付け、む農林第195号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会

教育長 阿 部 謙 一

記

1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。

以上

報告第1号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可について

令和8年6月24日付む農林第159号で、むつ市長より提出された現状変更（捕獲）の申請について、文化庁長官より許可されたため、むつ市長宛に伝達した。

1 許可内容

- ・第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づいた、加害群除去等の捕獲

2 捕獲申請頭数

- ・20群及びハナレザル 計589頭

加害群除去

Ko2-A群57頭、Ko2-B群36頭、A2-85群18頭、O1-A群44頭、O2-B群29頭、S1-A群23頭、S1-B群32頭、Os1群63頭、M2-B1群24頭、M2-B2群26頭、A87-A群71頭、Ab1群59頭、Ab2群11頭

個体数調整

S2群7頭、Os2群11頭、A2-84A群9頭、A2-84B群5頭、A87-B群14頭、I2-A1群6頭、I2-A2群3頭

ハナレザル 41頭

3 許可条件

- ・捕獲対象地域は、特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- ・事業終了後は文化庁長官あての終了報告を提出すること。